# 令和6年第1回教育委員会臨時会会議録

- ■会議名 令和6年第1回忠岡町教育委員会臨時会
- ■日 時 令和6年3月29日(金)午前9時30分から午前9時45分
- ■場 所 忠岡町役場 4階 教育委員会室
- ■出席者 教育委員会委員

教育長富本正昭教育長職務代理者新田哲也委員谷野しづこ

事務局

教育部長 本育部教育みらい課長 本野 英三

- ■傍聴者数 0名
- ■会議録署名委員 谷野委員
- ■議事日程

日程第1 議案第14号 教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委 任に関する規則について

#### ■会議の内容

富本教育長 ただ今から令和6年第1回忠岡町教育委員会臨時会を開催いたします。

(開会午前9時30分)

富本教育長 本日の応召委員は4名で、出席委員は2名であります。

従いまして委員会は成立しております。

富本教育長 本日の会議録署名委員を会議規則第16条第3項の規定により、教

育長の指名として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長 │ ご異議がないので、谷野委員にお願いいたします。

富本教育長 | それでは議事に入ります。

議事日程を事務局より朗読願います。

森野課長 ( 議事日程朗読 )

富本教育長 │日程第1・議案第14号「教育委員が教育長の職務を代理する場合

の事務の委任に関する規則について」を議題と致します。事務局よ

り議案の朗読を願います。

森野課長 ( 議案朗読 )

富本教育長 | 会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

二重部長 本日はお忙しい中、また急にお集まりいただきましてありがとうご

があったと思いますが、次期教育長さんが不在という状況になっております。近隣市等々に確認して、実際そういったシーンもございましたので、その辺の実務的な部分も確認させていただいたところ、規則の方できっちりと立てておく方が、よりベターであるというような御指導もいただきました。教育長と相談させていただいて、そこはやっぱりきっちりとやっておくべきであるというところと、もう時間もない中だったんですけども、こういう形で臨時会という形

ざいます。皆さん前回の定例会のときに富本教育長の方から御報告

で御議決を頂いておく方がよりベターであるというところで、今回

ご足労いただいたところでございます。

早速ですが、中身の方の説明をさせていただきたいと思います。議 案書の5ページの方をお願いいたします。実際の職務代理に委任さ せていただく事務の内容ですけども、第2条をお願いします。第2 条のところに次に掲げる事項を除き、他の事務に関しては教育委員 会の職員にすることができるというふうにうたっております。 つまり、第2条に掲げている部分に関しては、職務代理が実行して いただくというところになります。まず第2条の1項ですけれども、 教育委員会会議の会務に関することというところで、ここは4月以 降の定例会等において職務代理の方が議長という形で進めていただ くということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。 それから2番目の公告式規則に規定する公告式という部分ですけど も、これはいわゆる例えば条例とか規則を制定する場合に町長の署 名であったりとか、教育長の署名であったりとかというのをとって、 それをもって公告すると、いわゆる掲示板に張り出してそれが市町 村でいう広く知らしめるという形になりますので、その署名の部分 に関してですね。職務代理の新田さんの方の署名をいただいてから 効力を発するという形になりますので、その場合はちょっとまた御 足労をかけるんですけども、お願いしたいなというところでござい ます。3 つ目は重要または異例に属する事項というところで、そん なに例はないとは思いますが、よっぽどのことがあれば、そこは緊 急で招集をかけさせていただくことはあると思いますのでよろしく お願いいたします。4 つ目が合議事案で事務局内の議が整わないと いうようなことですけれども、これもほとんどそんなのはないとは 思いますので、ある程度当然事務局の中で揉んで、成果物という形 で最終これでいきますというような報告だけになるとは思います。 その他、特に何かございましたら、職務代理の方で指定していただ くというところになります。今申し上げた5点に関しては申し訳な いですけれども、職務代理の決裁という形になりますので、よろし くお願いしたいと思います。第3条にその他の部分で事務の一部を 委任する職員は、教育部長の職にあるものとするということでうた っておりますので、今申し上げた5つ以外に関しては、基本的には 教育部長が決裁、事務的な部分は全てこなすというような形になり ます。あくまでも職務代理に関しては先ほど申し上げた5つの部分 ですね。そこで御協力の方をよろしくお願いしたいなというところ でございます。

富本教育長

説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

#### 富本教育長

何かございませんでしょうか。

ご質疑がないようですので、日程第1・議案第14号「教育委員が 教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規則について」 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

## ( 「異議なし」の声 )

### 富本教育長

ご異議がないようですので、原案のとおりに決します。 以上で、本日提出されました議案が終了いたしました。 続きまして、その他に入ります。何かございませんか。

#### 二重部長

お配りさせていただいた公民館における登録クラブに関する要綱を ご覧ください。

御承知のとおり、文化会館に今まで登録クラブというのはありましたが、今までは働く婦人の家があった関係で、文化会館という中で担っていたんですが、働く婦人の家がなくり、公民館という形で1本化されましたので、この際ということで、本来社会教育法にのっとる公民館というのが決められていますので、そういう形で今回第1条の方を見ていただいたら、社会教育法第20条に基づくという形で明確化させていただきました。あとは、文言等々はちょっと微調整はさせていただいているんですけども、具体的な中身に関しては何も変えていませんので、同じような形でというところでございます。その要綱とあわせて要領という部分で、今まで特に第2条に書いている部会の部分がきっちりと分けれていなかったので、それも文化芸術部とか美術芸術部とかという形できっちりと分けさせていただき、要綱と要領の方を今回きちっと制定させていただいたというところでご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 富本教育長

これは大切な視点は今、文化会館の使用料に関しては、クラブの皆さん方は減免措置をしているわけで、減免措置をしているんやけども、それを社会教育法に基づき運営していくから、もうちょっと忠岡の文化行政というか、それにも力を貸してよってことも盛り込みました。忠岡の文化が花開くのにお力を貸してくださいよという部分。それがあって減免をしているという話で、趣味の世界で減免しているのではないというのを明確化させてもらいました。ですから、それと違う団体さんにも確実に使用料をいただきます。

取らないのであればきちんとして頂きたいという部分も含めて、お 力を貸してくださいという形でさせていただいたところでございま す。

富本教育長 ただ今の報告、ご質問等よろしゅうございますでしょうか。 それでは、これをもちまして、令和6年第1回教育委員会臨時会を 終了いたします。

# 議決事項

議案第14号 教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の 委任に関する規則について